

市民参画条例の制定に対する考え方について

1 条例制定に至るこれまでの経緯

- (1) 平成20年4月1日に施行された花巻市まちづくり基本条例第12条第2項において、「市民の参画については、別に条例を定める。」としている。
- (2) 令和3年2月に市議会へ「市民参画条例の制定を求めることについて」の陳情が提出され、総務常任委員会での審査の結果、3月定例会での継続審査となったが、6月定例会において採択され、本会議においても採択された。

【参考】まちづくり基本条例での規定（抜粋）

花巻市まちづくり基本条例（平成20年3月19日条例第24号）

第7章 参画と協働

（市政への参画）

第12条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。

2 市民の参画については、別に条例を定めるものとします。

2 制定に当たっての考え方

(1) これまでの当市の市民参画の評価と市民参画条例の方向性

- ア 事務局が行った調査及び市民参画・協働推進委員による総合評価から、当市のまちづくり基本条例の市民参画に関する条項及び市民参画ガイドラインに定めた内容は、他市と比較しても不足はなく、ほぼ同様の内容が規定されていることを確認した。
- イ 新たに制定する市民参画条例は、まちづくり基本条例に規定されている市民参画に関する条項は変更せず、市民参画ガイドラインの内容を基本に検討を進める。

(2) 新たに制定する市民参画条例とまちづくり基本条例との関連性

- ア まちづくり基本条例では、市政への参画に関する事項として、市の執行機関は、まちづくりに関する重要な事項については、市民が自らの意思で参画できる方法を用いて、意見表明できる機会を保障すると定めている。
- イ 新たに制定する市民参画条例には、市民参画ガイドラインに定めている内容を定める。
- ウ 市民参画条例施行規則には、市民参画ガイドライン運用マニュアルに規定している内容を定める。

(3) 市民参画条例の制定に当たり市民参画を実施することについて

市民参画条例は、市民に何らかの規制をかけるものではないことから、市政への市民参画ガイドラインにおいて、市民参画手続きをとる必要がある条例とは規定されていないが、特に市民参画が必要と認められるものとして市民参画を実施することとしたい。

3 市民参画条例制定までの流れ（案）

- 市民参画職員チーム会議に市民参画条例の検討経過説明（10/26）
- 市民参画・協働推進委員会に市民参画条例の検討経過の説明及び市民参画条例策定に伴う参画方法の意見聴取（11月）
- 市民参画に係る内部評価（市民参画職員チーム会議）
- 市民参画に係る外部評価（市民参画・協働推進委員会）
- 市民参画の実施
- 条例案及び規則案の作成、条例案についての議員説明会
- 条例案及び規則案についての例規審査委員会
- 条例案及び規則案についての市長決裁後、条例案の議案提出（庁議）
- 議会本会議で条例案の議決

【地域づくり課】
条例素案・規則素案
検討、作成、調整